

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, November 15th, 1950. —No. 235

関西大學學報

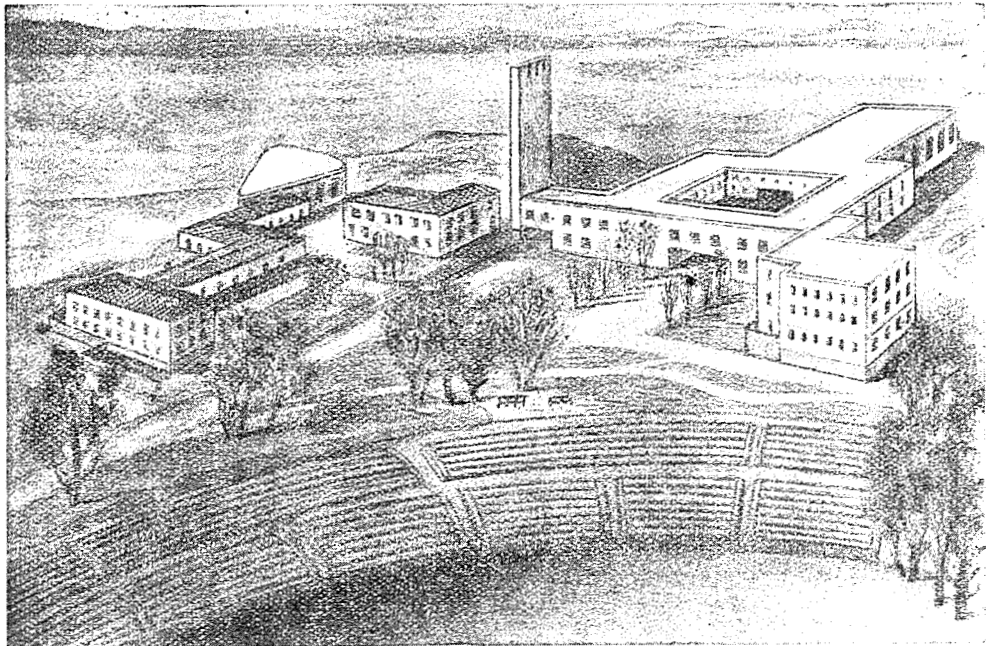
第 2 3 5 號

昭和 2 5 年 1 1 月



フランス國立音樂學院教授ラザール・レヴィ氏

關西大學學報局

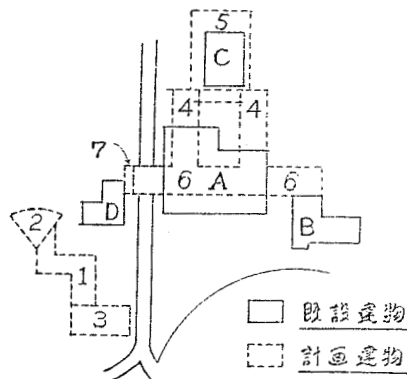


関西大学拡充五ヶ年計畫完成豫定図

関西大学擴充五ヶ年計畫概要

備考

- 一、本館（現在法・文学部教室）は耐久年数に乏しく兩三年中に改築の要あるも、この大事業を一挙に遂行することは困難であるから、右見取圖中(4)の二教室を新築して將來(6)及び(5)に連接する。
- 二、大学院研究室、同特別教室及び千里山学舎本部は連接する一個の建物で、その工事は年内に着手の予定である。
- 三、本館及び大講堂も出來得る限り速かに着工し、五年以内に完成の見込である。
- 四、右圖に示した建物の他、経・商学部学舎、尙志館、以文館（クラブハウス）体育館並に天六学舎等は新しい建物で尙相当年数使用出來るから、本五ヶ年計畫には含まれていない。



既設建物		
A.	本館	（現在法・文学部教室）
B.	図書館	
C.	威徳学	館
D.	大	院
計畫建物		
1.	大学院	研究室
2.	大学院	特別教室
3.	千里山	学舎本部
4. 及 6.	学	部講堂
5.	大	
7.	大	塔

朝鮮の現實とその歴史研究

教授 横田健一

朝鮮に対する研究はいかに進められてきたか、新たな事態への展開の要望に應じうるか否か、今後の研究問題は那辺にあるか、等が顧られねばならぬ。本論に入る前に考えねばならぬことは、日本は最早朝鮮に対するあらゆる權利を喪失したのであり、研究資料を直接契地に調査蒐集する便宜をえられなくなつたことである。今後研究の主体は朝鮮民族自身にあらねばならぬ。しかるに従来朝鮮民族自体の歴史研究は極めて不十分であつた。私は戦後本學の入試に際して朝鮮留學生諸君と面接の機会をえた場合必ず朝鮮史に関する質問を試みてみた。その際に痛感したことは大學を受験せんとする留學生諸君がいかに自國の歴史に対する知識に乏しいかということであつた。新羅統一形成期の英雄金庾信位は知つてゐるものが少くなかつたが、例えば樂浪郡などの知識は殆んど人の知ること少いものである。三國史記・三國遺事の如き基本的文獻すら一人も読んだ者はなく、まして研究論文の如き殆んど問題外であつた。たゞ若干の人々が読んだといふのは戦後北鮮の文相となつた白南雲氏の朝鮮社会経済史(力作であるが、唯物史観によるもの)一つあるのみであつた。しかしこゝにある學生が、私達は朝鮮の學校で日本史は教えられたが、朝鮮史は少しも教わつたことがないのです、といつたのには、日本の植民地政策がいかなるものであつたかを伺かれて、胸に痛く響き、か

れらに対する同情の念を禁ずることができなかつた。されば一般人の無知識はやむをえないものがあつたのであるが、朝鮮人自身の中にもすぐれた學者は居たのであり、李能和氏の如き古い系統の學者もあれば、李丙熙氏や孫啓泰氏等ははじめ大學で近代史學を修めた優秀な史家が輩出して居り戦後旧總督府博物館長となつた金藏元氏のようにドイツの東洋考古學者ヘンツェについた如き最新の知識をもつた學者もあるわけ、朝鮮學者に將來を期待すべき面は大きい。しかし總じて現在までの朝鮮史學の水準を進めかつ維持してきたのは大部分日本學者の業績であつた。明治に近代史學が移植されて以後、林泰輔、那珂通世兩博士の如き先驅者を始め、日韓併合後古蹟調査の始まるや考古學方面には関野貞、黒板勝美、浜田耕作、今西龍、梅原末治諸博士や藤田亮策教授を首とする城大及博物館関係などのその他多くの諸學者、文獻史學においては今西龍、幣原坦、稻葉岩吉、池内宏、津田左右吉諸博士や、小田省吾、鮎貝房之進、葛城末治、今村綱、前田慈作諸氏等の老大家以下、末松保和、中村榮孝、田保橋源、諸教授や三品肇英博士等枚挙に暇なく、その他言語學の金沢庄三郎、白鳥庫吉、宮崎道三郎、小倉進平諸博士、宗教學に高橋亨、赤松智城博士、社会学の秋葉隆、鈴木栄太郎諸教授など以下誠に多いのである。

第二三五號 目次

關西大學五ヶ年計畫……………表紙二
朝鮮の現實とその歴史研究……………

横田健一(一)
評價損益について……………植野郁太(四)

学内報……………(八)

岡野學長私立大學審議會委員に――学部卒業者に敬諭免許狀授與――寄附保險國民生命に委託――在神英領事より冊子寄贈――日本社會學會全國大會――人事異動――フレイサー氏來學――宮沢博士講演――

校友……………(九)

學生……………(一〇)

ラザール・レヴィイ教授のことども……………(一三)

アメリカと日本の大學及び學生生活……………

中川庸太郎(四)

關西大學圖書館新着洋書目録(Ⅲ)……………(一六)

關西大學「拡充資金」募集……………表紙三

かくの如き従来の日本人による朝鮮史研究の特色を一括して言うならば、そこには極めて顯著な一つの傾向が認められる。即ち一つは古代史研究が非常に多いこと、一つは文化史的に朝鮮的なものゝ研究と、その中国文化史の一支流として大きな流れにおける特殊性を普遍性との関係においてみることであり、方法としては極めて実証的な考証と調査を基礎とするものであつた。終戦後に出版された朝鮮史関係書をみても、直ちにそうした傾向が分る。例えば私の座右を顧みても藤田教授の「朝鮮考古学研究」梅原博士の「朝鮮古代の文化」「朝鮮古代の墓制」藤田梅原両教授「朝鮮古文化綜鑑」第一、第二、末松教授「任那興亡史」杉山信三氏「日本朝鮮比較建築史」斎藤忠氏「朝鮮佛教美術論攷」池内博士「日本上代史の一研究」三品博士「神話と文化領域」などがあり、それらは殆んど古代史、考古学、民族学のもので、中、近世史や社会経済史は殆ど出版されていない。これらはすべて戦前の研究が戦後出たもので、以て戦前の傾向、即ち、いかなる方面が発達し、いかなる方面が欠けているかを如実に示している。この傾向の基くところは、日本人にとつて最も興味あるものが、日本が朝鮮と最も密接な交渉を有した新羅以前の時代なことで、羅末以後高麗朝李朝の如きわづかな交渉しかなかった時代は、さして日本学者が関心を持たないもの或は当然かもしれぬ。即ち新羅以前の樂浪、三国時代は後進国日本に高度な中国文化の傳來を仲介した且つ、三世紀に亘る任那經營時代にあたる上代史が主として研究されることは一應わりはない。而して文化遺物の芸術的價值からいっても、後の高麗時代の陶磁器や高麗版の典籍等の若干を除けば後代の文物はそれほどでもない。それに反して新羅文化及それ以前の文化は極めて優秀な芸術的價

値のあるものが多く、かつそれが中国文化史、日本文化史を明らかにするに多大の貢獻をしている。しかも文献史料も漢韓和に亘つて各種のものがあり、中国及半島諸国、日本の角逐興亡の動的過程は研究の興味深いものがある。ところが高麗朝以後の歴史は、強大な中国や滿蒙諸王朝に臣事してその正冊を奉じた貴族官僚國家の封建的体制の下に、上層支配階級は、派閥の陰謀競争をこととし、その上層階級の支配の重圧と外敵侵略に脅されつゝ停滞的な低度の生活を續けてきた活力乏しき民衆の暗い生活の歴史があり、こうしたものは決して史家の新鮮活潑な興味をよび起すテーマではなかつた。もちろんこうした高麗朝、李朝の諸問題に対する研究は着却されたわけではなく、いろ／＼の研究もでて居り、最も遅れていると考えられる社会経済史でも、前述の白南雲氏など朝鮮史家の他に、周藤吉之、旗田巖、深谷敏、今石二三雄、亀田敏二、本学鐸方教授その他諸氏の研究があり、明治以後の近代史も田保楠教授らの研究がある。しかし全体として中近世史、特に政治、社会経済史の分析が著しく不足であることは否めない。その原因は朝鮮史家ばかりで唯物史観によつて分析せんとするに對して、これが植民地政策より抑えられたこともある。また日本人史家も植民地政策を是認しジャスティブアイヌするか、是認しないまでも、日本の植民地政策を批判的に解剖する結果に至るが如き近代経済史、その立場が、官憲にも世人にも認容歓迎されないとするならば、これが盲点となり、或は批判が鈍る結果となる。かくしてその研究は個々の事実の極めて実証的考証に終るか樂觀的表面的になるかであり、廣い見透しと立体的な持たないことになり易い。かくして朝鮮民族の大部分をしめる停滞的なかつ封建的な農民層の構造の中世史や近代史における植

民地支配や資本主義浸潤過程等の研究にはなお残された問題があるのではなからうか。

いまや従来の日本の特殊な地位が拂拭され日本人が自らの朝鮮支配のあとを冷靜に客觀的に眺めうるに及んで、いままでの研究の実証的成果を土台として、新たな巨視的觀點から研究がなされるべき時が來ている。もちろんそうした企は當事者たる朝鮮民族が企てゝいるであらう。しかしこゝに注意すべきことは、朝鮮人には日本学者の業績を一應侵略者のものとして客觀的実証的成果すら顧みようとしない謙虛さに欠けることではないであらうか。そして愛国心よりして非科学的感情的な歴史意識を強調している嫌はないであらうか。長く獨立を失つていたこの民族が解放され一挙にして封建的植民地から獨立の近代國家となりえたのであるからそこに、わが明治維新の時以上な、民族主義、國家主義の感情が爆発することは當然であらう。そこに從來の屈辱劣等觀念が一轉して優越觀念を生ぜしめる現象の見られることも不思議ではない。例えば檀君紀元を用い本年を檀君四二八三年とし、その国の古き歴史を誇るが如きそれである。しかしそこに非科学性に基く愛國的歴史觀のもたらすべき危険がある。その前科学性は大韓民國の國旗に陰陽と八卦の用いられてあることに象徴的である。檀君は、高麗朝に成つた「三国遺事」の冒頭に記されてある神話的人物で、桓雄天皇の天降つた時、虎と熊と婚して生んだ子で王儉といふ、平壤に都し、始めて朝鮮と唱え、その年が號の即位後五十年即ち今より四二八三年前という。これは今西博士が「檀君考」に「朝鮮古史の研究」所収に考証された如く高麗朝中期に民間の巫現僧徒の構作したこと明ら

かで、その不確な紀元なることが神武紀元に勝るよりも劣らぬ。しかも興味あることは、こうした事象の一

方科学的と称せられる唯物史観が、青年達に愛好信奉されていることで、その奇異なる結合は何に基くものであろうか。それは実は唯物史観が、その科学性なるものによるよりも、むしろそれが資本主義的植民地支配や封建的なものよりの解放の史観なるが故に愛好されているのであり、とくに近來のソ聯の共産主義の民族主義、愛国主義の強調は、かれらに訴えるものがあるであらう。李承晩氏の対馬返還要求の如きもそうした愛国主義と非科学的歴史意識の現れで、対馬に関する最古の客觀的史料たる中国の魏志東夷傳以降の史料や考古学民族学資料を冷靜に研究すれば、かゝる要求が何ら根拠のないことは直に明かとなるであらう。かゝる要求はむしろ民族主義的政治的効果を狙つて、一般民衆の歴史知識の欠如の上に発せられているのである。がさらにいうならば朝鮮民族の日本統治を受けている間に抱いた怨恨の感情がそこに存することも考えねばならぬ。日本人は戦後自分達がアメリカ合衆国に対して抱いた怨恨を忘却一掃し去つて友好感情を抱いた如く、朝鮮民族も何らの惡意を日本に対して抱いておらぬと考えたならばそれは誤りであらう。民族統一期においては、さらに統一政策がかゝる感情に訴えることを考えるべきである。われ／＼は勿論かゝる感情に敵対すべきではなく、ひたすら過去の謬を改め、努めて友好的な態度をとつて隣邦民族と融和してゆけるように努力すると共に、またかれらに対して冷靜なる理性的科学的なる歴史意識を持つべきことを要望せねばならぬ。感情的熱狂的愛国主義の歴史意識が自他共に傷けること日本が遠からぬ殷鑑なのであるからである。

以上は從來の朝鮮史研究の傾向の概観にあわせて、今後の研究がいかなる態度を以てすべきかを論じてき

たのであるが、具体的には今後の研究問題はいかなる点にあるのであろうか。それを論ずるにはもはや與えられた紙面も残り少いから、その一つについて指摘するに止めておこう。それは朝鮮史二千年を通じてこの民族の發展の性格を大體把握し、そこに形成されたこの民族の独自の性格が、今後いかに変革されてゆくか、今後の世界史とくに東亞史においていかなる役割を果たすか、それについてあらゆる方面の綜合的關聯において考えることである。かゝる朝鮮史を通じて形成された歴史性については、すでに三品彰英博士が「朝鮮史概説」(昭和十五年)の首章に「朝鮮史の他律性」として、又第二章に「朝鮮文化の基調」として手際よくまとめ明かに指摘して居られるから、こゝには詳細にのべない。問題は、その指摘された如き、朝鮮民族の二千年の歴史によつて形成されてきた事大主義的交隣、他律的權威に附屬して自己を主張する精神、獨立性を欠き人々相互に相依らんとする黨與的性格、同族依賴主義の如き性格、具体的なる文化としていへば非科学的な古代的呪術的巫覡信仰や風水思想、儒教的な極めて強い形式主義、儀禮尊重とこれにからむ民族血縁的精神の優越、こゝいつた諸性格が果して今後も維持され再生産されてゆくであらうか。それよりもこれらの精神、性格が変革さるべき方向に進むべき時期に際会しているのではないかというところである。これらの精神・性格を規定する社会構造と國際關係が今や一大轉換をなさんとしつゝあるのではないか。

即ち国内的、國際的の二面より考えねばならぬが、国内的には、待望の獨立統一は國運の下に成就されんとしてゐる。その獨立統一の具体的條件は未知数なるも、今後はもはや植民地にして封建的な社会經濟機構を許されず民主主義革命によつて変革され、民族的

資本主義の形態に編成されてゆくであらう。すでに北朝鮮の農民達は激しい共産主義的農地改革を経験している。統一獨立國家の經濟を目標として農、工、鉞、林産等諸業を總合的に企画して運営して行くであらう。ここに前代と異なる社会經濟機構があらわれる時、傳統的の他律的權威に附和雷同する性格は徐々に變革さるべきであらう。しかしかゝる性格の變革は国内的變革のみでは達成されぬ。それには國際關係が重要な規定力をもつこと、先進國の外力の強圧によつて現在の民族性を形成した朝鮮の過去の歴史が証明している。而して今後の朝鮮の關係すべき諸隣國は、日本が脱落してもソ聯、中共、アメリカの諸強國がある。それが、如何に關係し合うかそれに朝鮮民族がいかに反應するか今後の問題は殘されている。過去の弱き半島

的性格を脱することは容易でないとしても、國運の下に自由主義的民主主義を眞に許容されたならば、国内の甚しい封建性の拂拭は可能なのである。こゝに新に建設され、新なる方向に發展すべきこの國の諸々の可能性の歴史的諸條件を吟味すること、これが朝鮮史研究の重要問題の一つであると思う。二つに分割された朝鮮は今や國運の下に統一せんとする日は近い。それについて共産主義者達は不満かもしれない。しかし朝鮮人である限り彼らも分割されて最善の政治をうくるよりは、次善の統一を幸福とするのではあるまいか。元來彼等の共産主義そのものは、一つには統一解放のための理論であり手段だつたのであるから。私は國運下の統一をなしとげんとする隣邦に祝福の辭をおくり併せて日本國民がこの友邦に愛情を持ち、この邦と平和的交渉を築くための歴史研究に深い関心を寄せられんことを希望してやまない。(昭和二五・一一・二)

評價損益について

—特に改正商法二八八條ノ二の規定を中心として—

教授 植 野 郁 太

企業の所有する財産の市場價格の騰貴に基いて、彼の帳簿價額を引上げたとき、これを増價、その引上額を俗に評價益と云う。逆に市場價格の下落に基いて帳簿價格を引上げたときを特に減價、その額を評價損と云う。最近では兩者を一括してこの種の変更を再評價、變更額を評價差額と云うことも多い。しかしてかかる再評價は一般には決算時において実施されるものである。

いわゆる評價益、評價損の本質、更にそれが會計上の処理如何は仲々厄介な問題であるが、今回の商法改正によつて一應權威ある解答が與へられることになつた。その要点を摘記すれば次の如し。

「一營業年度ニ於ケル財産ノ評價益アリ其ノ評價損ヲ控除シタル額」は資本準備金として積立て（商法二八八條・二ノ三號）、それは一般の利益から強制的に積立てられた利益準備金と同様原則として「資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ」、しかもその場合まづ利益準備金をもつて欠損の填補をしないお不足ある場合に資本準備金を振當てることになつて居る（二八九條）。

今回の商法改正によつて、安定本部の會計原則に規

定されたいわゆる資本取引と損益取引の別、資本剰余金と利益剰余金の別が公的に認められる路が拓かれたことは一大進歩と云わざるを得ないが、こゝに一切の評價益、評價損を資本取引と考え、資本剰余金に繰入れるのみでなく更にこれを全額、強制的に社内留保させることによつて資本準備金とすることにしたことについては會計理論上全面的に肯定され得るものなりや否や、疑問のふしが多々あり、それは誤りではないかとと思う。以下評價益、評價損に関する極簡單な一般的考察をし、次いでこれとの比較において疑問の点を指摘し、あわせてその誤謬を明かにしよう。

二

一口に市場價格の変動と云つても、そこには計算尺で度る貨幣價值自体の変動によるものと、当該財の需給關係その他彼に固有な事情に基く實質的價值變動によるものとを區別すべきであり、ひいてまた、いわゆる評價益、評價損も、前者を反映する貨幣價值修正額と、後者に起因する狭義の評價益、評價損があるわけで、兩者を明瞭に區別してかゝることがまづ必要である。

貨幣價值の変動が小なる間は問題外としても、それが大なる時には当然その影響下にあるすべての會計科

目について、價值修正計算が行われなくてはならない。會計理論はこれに對して貨幣價值修正會計乃至インフレーション會計を準備し、それが実施に多大の期待をかけているが、實際には仲々そうは行かず、たゞ固定財産についてのみこれが採上られることが多い。今回の資産再評價はその適例である。かゝる処理で一應満足される理由は根本的には計算が非常に複雑であること、及びそれが法的に特に稅務關係では認められないことにあるが、それらを度外視するとしても、出入の激しい棚卸財産については自然後等の調達原價は比較的新しい貨幣價值を反映しており、一度調達した後は、長期に互り繼續使用し、毎期たゞ實際の調達原價を基準にして減價償却費の計上で終つてゐる固定財産とでは自らその條件を異にしているからである。

さて以上の如き價值修正計算の結果として表はれる評價差額即ち貨幣價值修正額は全く言葉の正しい意味での損益發生とは無關係なものであつて、これを除外し、棚上してしまわなくては正しい損益決定は不可能である。それは全く損益の名に値せず、たゞ計算の眞実性保持のために出たもので、計算に當つての攪乱要素を排除した額に過ぎない。かゝる修正額はより會計計算に側して見れば当該財の實際の調達原價とそれを現在の貨幣價值に換算した額との差額を意味している。これを損益と同一視することは全くの幻覺に過ぎない。以上の事實は一般にはとかくルーズに考えられ、稅法も貨幣價值の変動には全く眼を潰つてゐたが、しかし今回のシャープ稅制勸告によつて不動産の譲渡所得に關連して明瞭に指摘され、初めて公的にも認められる機会に恵まれたことは理論上當然とは云え、劃期的な意義をもつものである。

いわゆる評價益、評價損のうちでも、貨幣價值修正

額は大体以上の如き性質のものであるから、もし價值修正計算を実施し、修正額が計上された時には、これを「貨幣價值修正」等の名で、独立の勘定を設ける必要がある。この場合プラス即ち貨幣價值の下落に伴つて発生した帳簿價值の引上額と、マイナス即ちその反対の帳簿價值の引下額を相殺しても何ら支障はない。そしてこの勘定の残高に相当するだけのものは同業内に保持するようにしなくてはならない。こゝに初めて名目的な貨幣的資本ではなく、實質的な貨幣的資本の維持が可能になるのである。

なお今日の資産再評價はこの貨幣價值を修正したものに過ぎない。このことは再評價の方法を見れば明らかであるが、資産再評價法九條はこのことを明瞭に謳っている。そこではこゝに云う「貨幣價值修正」勘定に対し特に「再評價積立金」なる用語を用いている。これでも別にかまわないが、たゞ狹義の評價益、評價損の社内留保分を示すものと紛しい欠点をもっている。

三

次に文字通り財産の實質的價值變動を反映する狹義の評價益、評價損についてであるが、この種のものは一應上記の如き貨幣價值變動の要素を除外してなお財産の帳簿價值と時價の距りを生じており、これを會計計算に算入した時に初めて表われるものである。この種の評價差額の計上は特に慎重を要するところであり評價に當つて、原價主義に一貫するとすれば計上される余地はまづない。しかし商法三四條には評價の一般原則として時價最高主義を規定していることでもありその他諸般の事情によつて時價による評價が行はれるときには自然評價益、評價損が計上される結果となる。

從來我國においては余裕資金の一時的信用の目的によつて所有されている有價証券について時價評價も慣例となつていたのであつて、これと関連して発生するものが毎期の評價益、評價損計上の代表的なものとなつていた。なお、棚卸財産にあつては、例え彼等の時價評價したとしても、棚卸法を通じて評價益、評價損は当期の賣上商品原價と結合されてしまふ結果表面には表れてこないのが普通である。更に固定財産については原價主義の立場が一般に堅持される結果（なお商法二八五條は株式會社について原價最高主義を規定している）、彼等について狹義の評價益、評價損の計上はないと見て太過ない。

狹義の評價益、評價損は本質上一般の營業結果としての收益、損失と同一に見るべきもので、唯だまゞ決算時において收益、損失たる條件を充てないために彼等と同列に扱ひ得ないと云うに過ぎない。評價益は未実現の收益にして、次營業年度以降になつて実現すれば、当然收益に計上されるべき性質のものである。他方評價損も当該財産の賣却処分された營業期に同期の收益に期間的對應するものとして一般の損失と同様に考えられ得る（費用收益對應の原則の適用）。しかし會計上永く保守主義の原則が支配して來た結果評價損を損失として事前に計上することが慣習の如くなつてゐる。この場合でも彼は他の損失とは同一でないために純粹な損益計算からは除外して利益剰余金計算書における控除科目として処理するのがより妥當なりと考えられる。評價益はそのまゝでは收益にはなり得ないから一應「評價益」なる勘定を獨立に設けて計上しておき、実現された時にこれを利益剰余金計算書に振替えることになる。それは当該財産を原價よりも

大なる價額で表示せしめたことによつて生じた当該損失の過大計上を修正する意味をもつものと見ることが出來よう。なお評價益実現の時点は一般の流動財産についてはそれが賣却された時であるが、固定財産については評價益を当該財産の残存耐用年数に互つて償却計算に適當に配分し、毎期の配分額に相當するものだけが實現したものととして処理するのである。

叙上の如き狹義の評價益、評價損の処理は一に損失及び收益は夫々原價乃至現賣の貨幣收支額を基準にして計上すべしとの原則を堅持せんとするものであり、一定期間を区切つてそれ自体一應獨立的に行はれる期間損益決定に當つて、原價と時價、現實の貨幣收支額と予想的貨幣收支額との乗差に伴う要素が混入した場合、これを排除することは利益剰余金計算書上にて行われるべきものと見解にたつものである。

四

以上再評價に伴う評價差額の本質、その會計處理につき一言したが、なお貨幣價值修正額、狹義の評價益評價損がいづれの剰余金に歸屬すべきかを明瞭にしておく必要がある。評價損は保守主義の原則に従つての発生時に利益剰余金に入れることはすでに述べたがそれ以外のものはそこに入れることは不可能で、問題の彼等が資本剰余金に入るか否かだが、それは一に資本剰余金の解釈如何によつて決定され、從來二つの見方が対立している。

(一) 資本剰余金を嚴格に經濟的實質的拂込資本と法律的形式的拂込資本の差額を示すものと解釈するもの、即ち株式プレミアム、無額面株における拂込剰余金、減資差益、合併差益等に自己資本の取引に伴つて発生する剰余にのみ限定するもので、こゝでは

評價差額はすべて資本剰余金に含ましめることは不可能であり、彼等は財産の再評價によつて発生するものとして増價剰余金、再評價剰余金等として利益資本再剰余金と対立せしめることになる。

(二) 資本剰余金を廣く利益剰余金に屬せざるすべての剰余金、利益処分し得ざるものと解釈すれば評價差額はこれに屬することになる。

前者は剰余金の発生源泉に重点をおいたものであり後者はより直接的に企業財務的觀點が優先し、特に各決算期において利益処分の対象たり得るや否やを基準にして剰余金を二分せんとするものである。兩者いづれをとるかは容易に断定し得ない。純會計理論的には前者がまさつてゐるものの如くで、最近のアメリカの例を見てもこれが支配的となりつゝある如くである。しかし我國では安定本部の會計原則によつて後者が採用され、商法もこれになつたものと一應云うことが出来る。しかし嚴密にかく云い得るか否かは次項にゆづる外ない。その考案がまた、本稿の目的でもある。

尤もいづれの方法によるも貨幣價值修正額と狹義の評價益とがすでに述べた如くその特質を異にしている特に貨幣價值修正額はそのまま企業内に保持されるべく、その点では株式プレミアム等と同列に見得るものなるに對し、狹義の評價益はその實現にいて利益剰余金に轉化され配当可能となるものなるに拘らずこの兩者が一緒になつてゐることが氣になるが今のところでは兩者の額を夫々に明示することで満足する外ない

五

以上いわれる評價益、評價損の極一般的説明をして來たが、これを本稿の冒頭にかゝげた今回の改正商法の規定と比較する場合相當の距りが見られる。商法改

正に當つて参照されたらう安定本部の會計原則においては評價差額を資本剰余金に含めるに當つては固定財産再評價益としてあり、棚卸財産のそれについて全く触れることがない。これは甚だ物足らない。しかし、すでに見た如く株式会社の固定財産の評價については原價主義の立場が堅持され、法的にもこれが全幅的に支持されてゐる我國においてはこの程再評價差額は全くこゝに云う價值修正額を意味するものと見てよく、これを資本剰余金に入れ更に一步進めてこれを資本準備金として積立てるべきものと規定しても何ら矛盾は見出せない。たゞ狹義の評價益、評價損についての規定をかくとの不備が指摘されるのみである。しかし商法の規定はかゝる何らの限定を設けることなく、評價差額を全て資本準備金に入れてしまつた、否換言すればそこでは寧ろ價值修正は全く論外として狹義の評價益、評價損を考へてゐる如くである。このことは問題の二八八條ノ二における「一營業年度ニ於ケル……」の文言から、また商法の固定財産以外における評價についての時價最高主義の規定から推測され得るところであつて、伊沢孝平博士の新会社法にもこの点について「特別法に基く資産再評價により利益をいうのではない營業用の固定財産(商二八五條參照)以外の財産の値上りによる通常の評價益をいう。……」とある。もし商法の規定がかくの如く棚卸財産についての狹義の評價益、評價損を規定したものとすればそれは安定本部の場合とは異なり、大きな疑義を残して居る。それは大体二つの点に要約することが出来る。

その一は狹義の評價益、評價損を文字通り損益と全く無關係な、従つて利益配当の対象となり得ず、金額社内留保させ、これを資本準備金としてゐることである。前項に見た如く、これらは元來損益取引に屬すべ

きものであつて、評價損は云うに及ばず、評價益がある營業期において資本剰余金に計上されるのは、たゞ／＼當該決算期において未實現なものであるため配当不能だからである。上記、資本剰余金を利益配当不能なものすべてを含めたときでも、そこに計上される評價益はいはゞ未實現のもののみで、實現されたものはすでに評價損益ではないのである。評價益は資本剰余金として計上しても當然他にそれが實現された時には利益剰余金に振替える路は拵いておなくてはならない。この点を無視して一方的にそれを資本準備金としての積立を要求することはかゝることを禁止するものに他ならず、これでは評價益、評價損の本質をなやまつたものと云われても仕方がないだらう。たゞ／＼決算時において配當不能なものを全て留持した廣義の資本剰余金たる概念と、もと／＼損益に無關係な資本取引であり、従つてまた恒久的に配當不能と考えられたもののみを意味する嚴密な意味での資本剰余金とは明瞭に區別すべく兩者間には大きな推量のあることを見逃してはならない。しかも商法の資本準備金は明かに後者の意味であつて、そこに評價益を含ましめることは出来ないはずである。一例をあげこのことを明らかにしよう。

今A・B二種の証券をいづれも一〇〇円で購入し、決算時にAは一〇〇円、Bは八五円になつてゐたので、かゝる時價で評價替した。ところが次營業年度についても一三〇円で賣却し得たとする。この場合改正商法によれば、A証券について二〇円の評價益は資本準備金に組入せられ、一三〇円と一二〇円の差額一〇円のみが次營業年度に有價証券賣却益として收益に入り、B証券については一五円の評價損は評價益の控除と云う形で間接的ではあるが資本準備

から引出され、一三〇円から八五円を控除した四五円が収益となる。同じ一〇〇円で購入し、一三〇円で売却した有価証券について一方は一〇〇円の利、他方は四五円の利として放任しておくこと、換言すればたま／＼その手持中に決算時が到来し、時價で評價したと云うだけで、これほどの差を生ずることが妥当な処理と考えられようか。かゝる不合理は一にこの種の評價益、評價損を期間利潤とは全く無関係なものとしてその後の推移に順を渡つたことに起因している。これを先に述べた如く、評價益は実現につれて利益剰余金に振替えることにすれば、現実の売却益一〇〇円で、かゝる振替額二〇円を加えた三〇円が利益剰余金に繰入れられることにより、またB証券について評價損、五円がすでに利益剰余金に入っていることによつて今四五円の収益を計上されてもそのうちの一五円はかゝる評價損の修正に相当するものとして現実にはこの取引でやはり三〇円のみが利益剰余金に入れられたことになり、商法規定の場合の如き矛盾は発生しないのである。

次に改正商法によればこの他狭義の評價益、評價損についても一営業期間における発生額を相殺することを規定しているが、それは何の意味を有するものでもない。評價益は期間収益に計上し得ざるもの、評價損は利益剰余金を通じて間接に期間損益から控除されるもので、彼等はともに期間利潤に対してマイナスの作用を及ぼし、一方がマイナス、他方がプラスと云う如き対応関係を有するものでないことに思ひ至れば容易に理解されよう。敢えて評價益から評價損の控除に意義をもたせんとすれば、評價損はいまだ損失としての條件を充たしていないから損失として計上してはならないとの見解に立つた場合に限る。これは理論的には

保守主義の原則をすて費用収益対応の原則に依つたことになる。かゝる飛躍が法律上簡単に許されるか否か問題を残そう。たとえこの点を度外視するも、この場合にはやはり他の損失としての條件を充たしたときにはこれを一般の損失または利益剰余金修正項目としての計上を認めなくては意味をなさない。なお商法は評價益の利益処分についてこれを禁止し、たゞし他方評價損があればこれを控除してもよいと簡単に考へたものかも知れないが、これも大変な見当違いである。評價益の配当が許されないと同様、否それ以上に評價損の配当は許されないのである。更にまた一営業期の評價益から評價損を控除する場合、もし後者が大で差額がマイナスになつた時は一体どうなるか、それは資本準備金の減少を齎らし、資本準備金は資本の欠損填補にのみ利用し得るとの二八九條の趣旨と目撃措置しないだらうか。とにかく、評價損を資本剰余金に入れ評價益からの、控除項目とする云うことは今まで前例のないことである。

六

以上要するにいわゆる評價損益について貨幣価値の修正に相当するものと狭義の評價益、評價損を区別すべく、前者は損益に關係なき純然たる資本取引と見て大過ないが、後者はどこまでも損益取引に屬するものである。従つて前者については改正商法二八八條ノ二に見る如くこれを資本準備金に繰入れ金額企業内に留保させることにしても何ら支障ないが、後者についてかゝる取扱は出来まいはずである。狭義の評價損は勿論、評價益についてもこれが実現のあかつきには利益剰余金に入れることを予定しておく必要があるものであつて、彼等を資本準備金に入れ棚上げしてしまつたので

はこのことは全く不可能になり不合理である。かくして改正商法二八八條ノ二において資本準備金に入れられるいわゆる評價損益は明瞭に貨幣價值修正額に限定することを明記すべく、もし今日の貨幣再評價に見られる如く、この種のもものは例外的事実となつてその必要を生じた時には別個に規定するとの建議をとなすれば、評價損益は全て資本準備金からは除外すべきである。もし評價益の利益配当を認めないと趣旨を明示せんと考へなければこれを二九〇條の利益配当に關する規定のところに附加えるにとどめるべきである。こうすれば剰余金について利益、再評價、資本の三分法の採用も可能となり、かつ資本剰余金に嚴格に關係なき源泉から發生するものに限定し得、それを金額資本準備金として社内留保せしめんと〇趣旨も徹底せしめることが出来よう。この方がよほど會計理論的にも無理がなくてよいと思ふ。

(三五・八・二〇)

ANGLICA 創刊號

"Be Learning still"	市河三喜
Suggest & Suggestion の發音	齋藤靜
Clause中の一要素について	佐々木達
Genitiveの一考察	山本忠
Conrad と英語	東田千
R.J.Stevenson の比喩について	平野雄
Oneの形と發音	八島幸

A5判 P.70 ¥70. 甲 ¥6.

關西大學英語學會

大阪市千原山西西六大學内

學内報

岡野學長

私立大學審議會委員に

岡野學長は、九月二十八日付を以て私立大學審議會委員に選定された。

因みに同審議會は私立學校法第十八條及第十九條に基いて設けられ、私立大學に關する重要事項について文部大臣に建議するものである。

今春學部卒業者に

教諭免許狀授與

本年三月新制學部卒業者に対して、教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日公布）による中学校教諭一級普通免許狀及高等學校教諭二級普通免許狀が、この程本年三月三十一日に遡り大阪府教育委員會より授與された。因みに新免許法によつて學部卒業者に授與されたのは本學が全国初めてである。

尙授與された科名及科別による授與者數左の通り。

社會科	中学校	高等学校
國語科	一八八	一九二
外國語(英語科)	四六	四四
商業科	三二	三二
職業科	九	一六

寄附保險

國民生命に委託と決定

既報の本學寄附保險は此の程寄附委員會に於て、國民生命（旧住友）保險会社に委託して行ふことに決定した。

在神英領事より

小冊子寄贈せる

今同神戸駐在イギリス領事モリス・テラー氏より本學憲法專攻の學生に対し、左記小冊子二種數十部を寄贈された。茲に謹んで謝意を表す。

1. British Constitutional Monarchy, by Sir Ernest Barker, F. B. A., Litt. D., D. Litt., LL. D., Pl. D.
2. The Parliamentary System of Government, by the same author.

右冊子の著者サー・E・バーカーはケンブリッヂ大學の名譽教授で史學、政治學、殊にイギリス憲法に關する名著が多い。

學内人事異動

九月十五日付任助教授文學部勤務	川口 勇
九月十八日付昭和二十五年本學講師	樋元 和一
九月十八日付昭和二十五年本學講師	辻部政太郎

教授 福島 四郎

九月三十日任期満了に付法学部長を免ず、

教授 植田 重正

同日付任期満了に付法学部次長を免ず、

教授 大小島 眞二

同日付任期満了に付文學部部長を免ず、

教授 藤谷 謙二

同日付任期満了に付免經濟學部長

教授 賀屋 俊雄

同日付任期満了に付免商學部長

教授 中川 庸太郎

同日付任期満了に付免經濟學部次長

教授 植田 重正

十月一日付補法学部部長

教授 大小島 眞二

同日付補文學部部長

教授 明石 三郎

同日付補法学部次長

教授 山田 晶

同日付昭和二十五年本學部講師

教授 田杉 競

同日付補經濟學部長

教授 中川 庸太郎

同日付補商學部長

教授 賀屋 俊雄

同日付昭和二十五年短期大學部講師

教授 石渡 俊一

同日昭和二十五年短期大學部講師

講師 川喜田 二郎

十月十三日付昭和二十五年本學講師

住宏 平

教授 上道 直夫

十月十九日付補文學部次長

教授 方貞亮

十一月二日付補經濟學部次長

教授 中井 駿二

十九日任期満了に付免文學部次長

英國文化顧問

フレイザー氏來學

E・ブランドン氏の後任として來朝された英國文化顧問G・S・フレイザー氏は十一月十日（金）來學、千里山學舎講堂に於いて左記講演を行つた。（詳細次号）

一、現代英文學について

宮澤博士講演

東大教授宮澤俊義博士は十月二十八日（土）來學、威德館に於いて左記講演を行つた。

一、憲法の強みと弱み

日本社會學會全國大會

本學で開催

日本社會學會第二十三回全國大會は、去る十月二十一、二十二兩日に亘り、本學及阪大共同主催の下に、本學千里山大學院に於いて開催された。

全國よりの參會者二百名を越え、學會權威者の殆んどすべてが參加、四部會に別れ、約七十数件の貴重な研究発表が行われ、此種學會としては戦後初めての盛會であつた。

校 友

本學推薦校友

北村德太郎氏來學講演

本學推薦校友で、元大藏大臣の北村德太郎氏は、去る十一月十一日(土)來學千里山講堂に於いて左記講演を行い、外



北村 德太郎氏

遊談中に日本の將來を繰り交せて、満堂の學生に多大の感銘を與えた。
一、世界と日本

尙氏は曩に本學辯論部主催の全日本學生雄辯大会に北村杯を寄贈された。

池田支部秋季總會

戰後逸早く結成され活潑な動きを續けて居る校友会池田支部は、本年度秋季總會を去る十一月四日(土)社交クラブに於て開催、參集三十有餘名、大學側よりも參加緊急議題として學校復旧、増築設備拡充資金寄附に關する件に付、大學側より趣意説明、懇談の後開宴、秋の陽差しの釣瓶落しも何のその、興至り極の盡くるを知らず、老も若きも心は一つ母校に馳

せ、興奮感激の坩堝と化し大盛會であつた。当日の參會者左の通り、(敬称略)

(大學側) 村尾靜明、水谷撥一、徳田寄附委員會幹事

(支部) 支部長、弓庭元一、副支部長、豊岡正芳、同、勝島喜代藏、同

岡村永卓、幹事、竹内千一、同、瀨川浩、宮崎秀夫、東稔瀨義、田口瀨賢、岡岡太郎、井岡勳、前田秋隆、

細井茂雄、中村眞次、増田忠雄、風井秀次、望月光信、他在校生約二〇名

尙、当支部關係所在にて未連絡の方は下記に御連絡下さい池田市榎木町三六番護士弓庭元一方、関西大學校友会

池田支部(電話池田一〇三六)

泉南支部發足

関西大學校友会泉南支部結成の機運熟し、この程十一月五日(日)佐野公民會館に於いて盛大に結成支部會を開催、華々しい將來を約束して發足した。

支部長は松浪庄造(昭八專二法)、副支部長は入江勇(昭五大經)、藤田春雄の各氏で、事務所は泉佐野市上瓦屋電佐野三七五番である。

尙幹事は、秋山謙吉、中島博、矢野秀徳、田端昭雄、覺野浩、北浦正弘、多田一夫、武輪好夫の諸氏である。

校友職域名簿抄 (三)

昭和二十五年七月現在

校友名簿刊行に懸け原簿を各職域別に御紹介することになりました。就いては知友の御住所移動等について知悉の向きは御面倒ながら校友会本部に御一報下さいませ様お願い致します。原簿の一應整理出來たものから順次掲載します。尙現在整備中のこととて不備の点等に付て御氣付の節は渉外課へ御教示願ひます。

西淀川 稅務署

大廳事務官 村松 勝巳 昭一五專商

小田 靜男 昭一六專法

柴田 弘三 昭一八專商

天王寺 稅務署

大廳事務官 山本 秀一 昭二四大法

明地 亨一 //

淀川 稅務署

大廳事務官 勝田 哲 昭一九專法

中辻 潔 昭二〇專法

西村 勉 昭二二專法

直 稅務署

大廳事務官 塩谷 種藏 昭二〇專法

西田 和男 昭二三專法

木村 修 昭一七開甲

生野 稅務署

大廳事務官 佐藤竹三郎 昭五專商

上野 末光 昭一一專法

前川 登 昭一六專法

松本 重一 昭一六專法

岡田 功 昭二三大經

田村 秀榮 昭二四大經

西成 稅務署

大廳事務官 井沢 清仁 昭一四專法

山口 富男 昭二三專商

阿倍野 稅務署

大廳事務官 松本 清司 昭一八專商

後藤田芳雄 昭一六專商

大谷 崇雄 昭二四大經

谷口 秋雄 昭一六專法

旭 稅務署

大廳事務官 眞柴 長三 昭一五大法

脇山 昭通 昭二〇專商

淡河 邦三 昭一九大法

此花 稅務署

大廳事務官 原口 実 昭二五專經

稻木 邦雄 昭二四專商

西浦 肇 昭二一大法

神戸 稅務署

大廳事務官 山本 光吉 昭一八專法

久武 正雄 昭二四專商

堺 稅務署

大廳事務官 中村 勝夫 昭二〇專法

中筋 正弘 昭二四大經

阪口 清治 昭二三專法

豊能 稅務署

大廳事務官 中村右之助 昭一三專商

溝畑 由造 昭二九專法

河田 治 昭二三專法

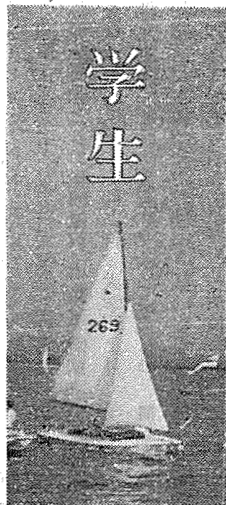
杉本 輝夫 昭一八大法

西俣 聰明 昭二二大法

細井 茂雄 昭二四大經

昭一五專法

学生



大學祭

大學祭——長き傳統と誇りに輝く、年に一度の祝祭日、第二十一回大學祭が去る十月二十一、二日の両日全學一萬學生參加の下に華々しく、千里山學園で舉行された。行樂の好季節、好天に恵まれ、例年になく多數父兄の來觀を得、二日間

に涉る多彩な青春繪卷が展開された。本年度は、應援團が執行の主導となり全行事の計畫を建て、大學祭前日は花馬車を仕立て、大阪市内各所のターミナルに大學祭の宣傳を行い、中央公會堂では前夜祭のダンスパーティーが催された。第一日は、祝賀式、開會式に續いて、グラウンドでは、軟式野球に續いて、ラ

クビー、サッカー及ハンドボール等學内試合優勝戦や、府下高校招待リレー等が行われ、また朝鮮同友會員達による野外劇「春香傳」が注目を引いた。

この大學祭の華でもあり、名物として飾られてある、商學研究部の貿易展が汽船をテーマにして、最近の貿易狀況を示す數多くの圖表に、將來の我國貿易に就いて少なからぬ智識を與え、

二部學友會の清楚な感じのデコレーションは多分に懷古趣味であり、美術部及写真部は部員の本年度習作の全部が飾られ、體育部は體育各部の輝やかしい業績を物語る幾多の優勝旗、優賞カップ等を並べ、本學體育部の偉容を彷彿せしめ、エスプレント研究部、映画研究部、ユネスコ部

関大一高等夫々特色ある展示を行い、また茶道部は文化館の日本間に茶席を設け、又女子部員による華道展など日本古來の奥床しいところをみせていたのや千里山法律學會では法律相談所を設け、法律相談に應じたのなど、觀客の目を引いた。

講堂では北村杯爭奪全日本學生雄弁大會が弁論部主催で開催せられ、若き學徒の舌端火を吐く熱弁に、聴衆を魅了した、遠く北海道札幌大學、東京から早稻田大學等からも參加し第一回北村盃優勝者は早大小島君が獲得した。

一位 二十世紀の課題 早大小島靜馬君
二位 世界の轉換 國學 松居正和君
三位 宗教と平和 龍大 土岐眞隆君

引續き専門部によつて本年度をもつて長い傳統を閉じる専門部のお別れ祭を催しついで、グリークラブによる男性四部合唱の美しいメロディーを秋天に響かせた。

第二日は、快晴、グラウンドにてサッカーの公開試合（三國丘対尼崎高校）の熱戦が繰展げられ、硬式コートでは同志社大學と本學との対抗戦があり、體育館では對關西學院大學と本學のフエンシング戦、經商學舍講堂では大阪學生卓球選手權大會が行われ、またホッケーOB対抗試合に續き、馬術部の乗馬の妙技が公開された。



特別教室では、謠曲部員による連吟「熊野」仕舞「紅葉狩」「鶴亀」等、また一部演劇部學園座の公演山田學生部長驢沢、ゴールズワージ原作「勝利者と敗北者」三幕、グリークラブの合唱、邦樂部の演奏、映画研究部による映画上映など多様な催があつた。

最後に関大名物の「関大踊り」が樽を囲んで「関大音頭」に合せて乱舞し、二日間に亘る大學祭の幕を閉じた。

ヨット部

他部にさきがけ昭和二十五年國體に大阪府代表として出場、第二位入賞の栄を担つた（カット写真は当日スナイプ決勝レース艇番二六九 藤原、御立ゴールリン）

サッカー部

國體大阪予選には決勝戦に惜しくも敗れ、大阪代表を逸した。

準々決勝 本學 10 対 0 學藝大學
準決勝 本學 4 対 1 明星クラブ
決勝 本學 0 対 2 全大阪

柔道部

戦後初めて今春より復活、進軍道場ニュージャパンで技術に励み、今秋大阪工大と第一回定期戦を開き、圧倒的優勢を以つて勝つた。

ハンドボール部

秋季トーナメントでは優勝を期待されているが、今日までの試合成績は

本學 10 対 0 浪速大學
本學 8 対 7 齒科大學

バドミントン部

今春新らしく出発した部であるが、國體予選に優勝、地区代表として、左の三君が參加した

藤井孝彦 高田増一 仙波 漸
卓球部

府下チーム戦には前年度より引續き四連覇、国体には左記四君が各地区より代表として出場した。

大阪代表 山根将美 堀内史郎
奈良代表 飯田 潔 藤井波次

拳 闘 部

関西学生選手権に優勝し、十月六、七八日西宮球場にて全日本東西対抗選手権大会に出場、福本君はバンタム級選手権を獲得、他は惜しくも二、三位であつた。

野 球 部

秋季も優勝候補として注目されているが、内野シートに変更あり、得意の打撃も主力打者に未だ調子が出ていないので緒戦々績は良くなかつた。

本学	3 対 6	同大	敗
〃	7 対 5	同大	勝
〃	1 対 8	同大	敗
〃	16 対 4	京大	勝
〃	5 対 3	京大	勝

引續き十月十、十一日には対立命、十四、十五日には対関学、十一月二日、三日には対神大で終つた。

ホ ッ ケー 部

四大学秋季リーグ戦には春に引續き、三大学を破り優勝した。

本学	31 対 2	神大	勝
〃	5 対 3	大阪商大	勝
〃	5 対 0	京大	勝

国体大阪代表として出場したが、メンバー次の通り

藤久保弘之、佐伯邦宗、北川一夫、上田精彌、吉川昌造、小林長次郎、池永猛、三宅庸之
出場馬、千陵、千里、千櫻、千駿

軟 式 庭 球 部

西日本学生学校対抗に優勝し、西日本学連代表として国体に左の七君が参加した。

小川正憲、有本壽信、寺井慶三、櫻井亘、大谷昇、太田嘯、奥田隆

相 撲 部

国民体育大会には大阪代表として左の九名が参加した。

中谷礼治、宮脇久幸、岡崎訓治、出水靖典、稲田正幸、有賀功、岡田知己、殿尾政治郎、松林義守

陸 上 競 技 部

オリンピック候補詮衡委員会では本学田尾一郎君はアジア大会代表選手として選ばれ、国体には大阪代表として左の諸君が参加した。

田尾一郎、塚本光男、川端弘治、池田富美雄、平原豊弘、秋山章吾、玉江和男、佐藤忠、近藤正美、馬場光義

經 済 研 究 部

本夏は福井縣曹洞宗大本山永平寺で行つた、樹齢数百年の老杉に囲まれた山門に入り、一週間を寺僧同様に午前四時

起床し参禪、勤行二時間、午前は各研究部門別に研究、午後は勉学、夕には、僧相(講師)方達と座談会を開き教えられる所が多であつた、戒律への服従と、学理追求に成果を挙げ、寺僧達にも非常に好感を得た事は大なる収穫であつた。

茶 道 部

第二回研究会は大和小泉の慈光院にも茶会を行い、東大工学部工学博士堀口先生、大阪から江川先生の御参加を得て、寺院、茶道等に就いて講話を頂いた。

第三回は大和法華寺にて茶会を行い、幸い御門跡の同席を得、国宝十一面観音を拜観、前回に引續き江川氏より寺院に就いて、更に陶磁器觀賞に就いての有益



な講話、本学から金子先生の参加を得て俳句、茶道、禪の三者一味等の俳話あり、楽しく研究会を終つた。(写真は法華寺にて御門跡を囲んだ茶道部一行である)

第三頁よりつづく

年春に維納でワインガルトナーの指揮に依るベートーヴェンの第五シンフォニーを聴いた折の音楽会場の模様を次の様に書いています。

「第一樂章が終つた時、数秒の無人の堂に居るが如き静寂があつた後、突然破れる様な拍手が一時に聴衆から湧き起つた。夫は突に押へ切れぬ感激の叫びであり、熱潮の爆發であつた。音楽会に於ける礼儀等と云ふことに對しては世界中で一番洗練されている筈である維納の、しかもフィルハーモニーの御客さん達が此の事を敢えてしたというのは、正しく其の演奏が絶品であつたことを物語り得るであらう。夫は全く熱狂的興奮その物であつた。万雷の拍手と、立上つてブラヴォーを叫ぶ人々の声とは二三分間も続いたと覚えてゐる。」

この文中の拍手と、レヴィ氏演奏会に於ける拍手とは何と距りのあることであらう。未だ交響曲、奏鳴曲などの樂章間に拍手を平然とする者の絶えない我國の音楽會聴衆の教養の欠如は致し方ないとしても、少くとも海外よりの文化使節を迎えるに當つての礼儀だけは、もう少し考へて貰いたいものである。

(二五、一一、四)(H・N)

Pour les élèves de l'Université du
Kansai.

On n'a jamais fini d'apprendre,
et c'est fort heureux.

L'illustre pianiste français Francis Planté qui, à l'âge de 90 ans jouait encore merveilleusement, se plaisait à dire qu'il se sentirait élève jusqu'à sa mort.

Il convient donc de se montrer toujours Modeste. C'est la condition même du progrès.

Lazare Levy

Tokyo, 27 oct. 1950.

修業にはまつたく窮がない。そしてこれはきわめて幸福なことだ。有名なフランスのピアニスト、フランシス・ブランテは、九十歳にしてなお驚くべき演奏ふりを發揮したが、自らは死ぬまで修業中の積りだと平生好んで言っていた。だからいつも謙虚な態度を示しているのが、これこそ進歩のための必要條件なのだから。

ラザール・レヴィ

東京にて一九五〇年十月二十七日

を聴いた音楽美学者や専門家の感想を聞いて見ると、各派のものに就て透徹した適切な理解と柔軟にして繊細なる詩的感性を以て中庸を得て表現され、それは決して過剰の情感が生る儘強調されることなく、極めて肌理の細かな、円味のある豊かなつくりとした美しさを湛えた、微妙なる雰囲気を感じ出す優れたテクニクによる洗練された高度の芸術性をもつたものであつたらしい。私は不幸にして遂に演奏会場で聴く機会をもたなかつたことは、かつて滞欧の時ウィーンでバックハウスのピアノ演奏を聞き得なかつたと同じ遺憾であつたが、ラジオを通じて二回聴いて、シューマンのピアノ・コンチエルト、シューベルトのアンブレナ・テヌ等に恍惚となつたものであつた。そして又東京でレッスンを受けた人達の話は彼の芸術家として卓越した技量と、又人としての敬慕さるべきよき教々の特質の持主であることを物語るものである。

宮島理事長は国際人として、特に多くのフランスの名流と知己であられ、レヴィ氏もその一人であるが今回特別の厚意で我が學園にメッセージが送られるに至つたことは感謝に堪えない。傳へ聞くが如く明年再訪の折あらば、

學園の新しいホールで氏の演奏を心ゆくばかり聴き得ることの念願は決して私ひとりではあるまいと思う。

(一九五〇・一一)

(S・O)

ラザール・レヴィ氏來朝

演奏会に臨んで

音楽は一切の智慧、一切の哲学よりも更に高い啓示である

——ベートーヴェン——

音楽は虚心その姿で管の美を愉しむ態度を以て聴き批評する爲に聴くものではないと思う。

この度フランス音楽界の權威でありまた世界のピアノ界の重鎮であるラザール・レヴィ氏を、文化使節として迎える事を得た。尤も世界的な大家であると言つても、我々日本人の多くには馴染みの少い名であつた。処が驚いたことには、演奏会に行つて見ると周囲の人の大凡がさもレヴィ氏を熟知していたかの様な話振りであつた。これは所謂インテリの見栄であらう。と言つても私もレヴィ氏に就ては余り詳しく事は知つていなかった。氏の事を初めて注意する様になつたのは、安川加壽子女史(当時草間加壽子)がフランスから帰国した直後、発表した文に於てであつた。草間嬢は帰国は当時の我國

のピアノ界に一大反響を齎した。私も其初演にそれ迄耳にする事のなかつた感覚的な音の表現を知つて驚嘆し恍惚たらしめられた。そしてその草間嬢を最も長期に亘つて指導したレヴィ氏に自づと関心を抱く様になつた。從來指先のみの技巧とされていたピアノ奏法は、氏の新技法が研究されてから腕の技巧へと変つた。この技法研究の爲、氏が華やかな舞台生活を去つて、二十年近くもピアノ会社の一室に閉ぢ籠つていたという、唯それだけでも充分私には氏に対する尊敬を含んだ関心が湧いた。その氏の演奏を文章や音盤の上ではなく、まのあたりに見得るといふ喜びが到來したのである。

私は世界的ピアニストの絢爛たる演奏会を心に描いて演奏会に臨んだ。だが、氏の演奏は全く飾氣なく無造作であつた。其姿は恰かも氏が其研究室のピアノの前に坐るに似た無造作さであつた。歓迎の拍手の昂奮のまだ鎮まり切らぬ中に、鍵盤に触れた第一指は既に当夜の曲目の第一番目にはいつていた。巴里—音楽と言ふ二語から私達を受ける印象とは何と懸け離れた情景であつたことよ。其は完成の無造作であり、演奏は一分の危なげもなく進められて行く。そこには大げさなジェ

スチュアもなく、また奇想天外な絢爛たる演奏もない。だが堅実素朴な、それでいて流暢極まりなく聴く人の心を惹かずにはおかぬ演奏である。そこには華美な名声を憧れた一般演奏者の姿はなく、名声を超越した天衣無縫の姿があつた。私の昂奮は曲を重ねるに従つて増して行つた。そしてソレが終るや、洪水の如く感激の拍手が興つた。拍手は二分余りも続いた。氏は二度舞台に現われて答礼した。然も拍手は歇まずに續いた。私はこれ迄にこれ程の感激に酔つた聴衆を見た事がなかつた。だが次の瞬間私の喜びは裏切られた。其は似而非拍手であつた。其は感激の極、発したものでなくアンコールを強いる爲のものであつた事を知つた。

奏者の疲労等毛頭考慮に入れない、唯一曲でも多く聞こうとする打算的聴衆の心の表われであつた。これが外国の文化使節たる音楽家に対する礼儀であらうか。演奏の内容の如何を問はずアンコールを強要する拍手は演奏者に対する侮辱である。感激の拍手に就て、尾高尙忠氏が或る音楽雑誌に一九三一

以下一頁につづく

表紙のレヴィ教授写真は毎日新聞社の特別の好意に依り掲載することが出来た。茲に同社の御好意に対して感謝します。

アメリカと日本の大學及び學生生活

——コロンビアを對象として——

教授 中川 庸太郎

「アメリカの學生生活」について何か書く様にとの注文であるが、紙育のコロンビア大學に過したことも相当年月を経たことであり、躊躇せざるを得なかつたが或は學生諸君の何かの参考にもと若干の資料を拾ひあげて見た。

それにはコロンビア大學が持つ大體の輪廓を了知してもらうことが何より肝要であるといふこととなる。知る人ぞ知るコロンビアは名実共に具わる一大綜合大學で、而も其特徴は大學院課程にあること、更にこの大學が大都市の中心に位置すること、今一つは、少くとも、この「カレッツ・ライフ」をものせんとする筆者にとつて、幸か不幸か、この大學に担当多數の日本人學生がいて、ともすればアメリカ人學生々活に解け込むというより、寧ろ安易に日本人學生の内に交友を求めしめることとなり、愈々「カレッツ・ライフ」らしい経験に乏しいこととなつたのである。以上のような意味合

大きな大學は所謂「カレッツ・ライフ」を味うにはふさわしくなく、十分に成人せる寧ろプロフェシヨナルな人々の學園という感じが強よいのである。

それはさて、一大綜合大學として、コロンビアは絢爛多彩の内容を包攝している。例えばこゝでは政治、法律、經濟、商業は勿論、神學、哲學、文學、新聞、圖書、醫學、理學、工學、齒科に女子大と師範大及び數個のカレッツと是等の上に政治科學、哲學、商業、純粹科學等の五つの大學院 Graduate Faculty をそなへてゐる。是等大學院が多數の分科を包含してゐることは云う迄もない。かゝる甚大な教育内容は必然的に豊富有力なる教授陣を必要とするに至るは自明であるが、例えば一九三八—三九年曆年で正教授が四百二十一名、准及び助教授が五百五十九名、講師・助手其他千三百十七名、計二千二百九十七名となり、大學通俗講義と夏季学期の担当者を入れると合計実に三千百六十六名という尨大なる數に上る。在學生も同上現在で約一万五千名

大學通俗講義と夏季学期（是等を履修せるものも夫々所定の單位數に加算されるので、日本の大學で行われているそれとは異なるようである）を入れると実に約三萬二千名となる。學生數も亦尨大であるが、教授陣との比を求めると約一対一〇となつて學生數必しも過大ならず、高度に充塞せる教育が可能となる。尙又設備施設の豊富充実せること、例えばコロンビアの本拠のあるモーニング・サイド高地丈でも壯麗巨大な大圖書館を中心に大少百有余の鉄筋赤煉瓦の堂々たる美しい建造物があつて、何れもシメントリカルに配置されてゐる。大阪なんかにある一流のビルディング群と思えば先づ間違ひがなく、其教室等も快適其ものゝ施設である。富有なアメリカと我國の大學を比較することは、既に其自体が野暮なことかも知れないが、兩者の比較は恰も壯大なビルディングの間に貧弱なバラック的の日本家屋の並んでゐるあの感じに大體西適する。而も雜草の生茂り、紙屑の散乱し、至るところに大少無數の貼紙のし

てある大學、そこはばたして如何なる學園かと、少くとも心ある外國人をして奇異の感じを抱かせるかも知れないのが日本の大學ではないのであるうか。勿論このことは兩國の富有程度の比較以上の何物かでなければならぬ。尤もこれも大學史に責があるのではなく、全体として日本の社會其物の姿の内の一局部としての

大學であるのであろう。然しこれは學生と學校自体の多少の心懸けによつて、今少しすつきりしたものに思ふところがある。社會が大學に期待するものは學識以上の何物かで、それは單なる無邪氣さでも、明朗さでもなく、苟んや政治運動の闘士でもない。大學生としての品位と教養でなければならぬ筈である。この點教養課程の各科目の修得も單なる學識としての履修でなく、其れらが十分攝取消化されて常住坐臥の裡に微光を放つものとならなければならぬ。

本筋へ歸る。コロンビア大學設備の一端として圖書館利用の例をとつて見ようこゝの藏書はパンフレット類を除いて、一九三五年現在で約百四十萬冊、一年の圖書購入豫算は約五十萬弗に上り、前述の大圖書館の以外に各學部に分属してゐる藏書と閱覽室があり、其設備は能率且快適で、當然のことながら靜肅そのものである。尙演習學生のためには書庫を開放し、直ぐに隣接せるところに研究室を與えてくれ、冬ともなれば上衣を着てゐては暑くてたえられぬ程度の暖房設備があり、盜難の心配もなく、机の上に置いてある書籍其他も必要なる限りいつ迄も其まゝにして不安なく、夜遅く迄心靜かに文獻を涉獵し得る樂しさは、日本の學生に、いな自分自身が、今一度味いたい境地である。尙ついでにつけ加へたいのは大學の校庭へは勿論、大圖書館の内部

の閲覧室へは学生は貰わずもがな、一般の市民が自由に出入するようになっていゝ——制度としては疑問——が、其巨大なドームの下、周辺の本棚に多数の書籍が収められているが、ために盗難紛失又は切取り汚損等の事故がないと聞いている。

尙大学の提供する教育内容の充実せることは、正科学生の一ヶ年の授業料三百弗——現在に於ても殆んど変りはないのではないかと思ふが現換算では約十万円に相当する——も余り高いと思つたこともなく、未だかつて授業料不拂運動など耳にしたことがないことからして一部分の理由が理解出来るのではなからうか。例えば筆者の在學した政治學部の大学院課程中の一分科である經濟科の提供する豊富な學科課程中から歴史、法律、商業、統計系統を除いた經濟系統の科目を試みに拾つて見ても、四十五科目程ある。學部と大学院を併有する商學部では會計學十八、廣告五、農業四、銀行二十、經濟十八、企業財務十二、地理十三、勞務四、保險九、市場二十二、統計十、交通八、法律九の夫々科目を有している。先づこの程度の學科目が他の學部にも配置されていると見て差支なからうと思ふ。尙是等各科目は担当教授、講義内容、授業曜日及び時間、單位等によつて詳細に紹介され、其他入学より卒業

に至る万般の要項が精密に書込まれた、何れも數十頁の内容をもつ入學案内書が各學部別に印刷されて自由無料に配布されている。日本の大学に於ける僅々二・三枚程度の入學案内とは格段の差がある。萬事がおよそこの程度の差ありと見て差支ない。世界的水準にあるコロンビアと日本の大学、特に戦後雨後の草のように亂設せしめられた新制大学の大部分とを比較することが既に其自体が無理ではあるが、余りにも馬鹿々々しい程度に差があり過ぎると思ふ。而も單なる大学の外観内容と其構成丈でなく其運営或いは其能率に於ても、兩段の差があり過ぎる。其一例として筆者の経験よりして約四ヶ年にわたる通學期間中、たゞの一回の休講さへあつたという記憶がない。加うるに始業時間のベルが鳴れば、五分と遅れずに教授は教室に現れてくる。勿論次のベルの鳴る迄講義は正確に続けられるし、学生の途中に入つたり出たりする者もなければ、講義中は靜謐其物である。アメリカの學生は寧ろ日本の學生より茶目氣があり、遊ぶときには思い切りよく遊ぶようだが、其げじめははつきりしていて、恰も勉強しているのでもなければ又遊んでいるのでもないというやうなところは少いようだ。このことは一般のアメリカの社會生活にも當はまるやうで、勤務時間とリクリエーション時間或いは休息時間というものが

はつきりしている。従つてこのことも學園吏を切離して考えることが既に無理であつて、一般に能率的に正確な秩序正しいアメリカ式生活の環境の下に始めて首肯され得ることでもある。一學年期間を通じて豫定されている學年曆と其実行も正確其もので、臨時に屢々休講となり講義進行豫定を殆んど立てることが出来ぬというやうなことはないと思ふ。少くともコロンビアでは残念ながら一度も経験したことがない。余談ながら種々たる學校運営についての學生發言權も余りに日本の大学に認められ過ぎてゐる感がある。學園の運営について學生としても拱手望親し得ないというやうな事態も多少は大學側自体の責任にもあるかも知れないが、日本の學生は余り學園の政治的運営に関心をもち過ぎると思ふ。要するに筆者の記憶からすると日常茶飯事のやうな日本内地學生の學校に対する大少幾多の政治運動に類似した事件は筆者のコロンビア在學中には一回もなかつたやうに思ふ。

コロンビア大学の運営が恰も機械のやうに秩序と正確を特色としてゐると共に非常に無駄のない運営の仕方はアメリカの大學一般の特質でないかと思ふ。例えば學年曆は一年三學期制で、冬、春、夏三學期に分れてゐるが、全体として、クリスマスと正月休暇の十數日を除き、僅か四・五日の程度で、免も角空費時間を極少に、與えられた時間は最大限度能率的に利用するやうに編成されてゐるやうだ。尤も、かゝる秩序正しい能率的編成と、而も同時に教授陣の十分なる研究的全神のためには、貧弱な教授陣とあるかなきかの研究設備と貧しい待遇では到底実現され得ない夢であることは言う迄もない。

正科學生の平均一日出席時間は約二時半で、比較的に樂であるやうであるが、是れには毎日一科目につき百頁内外の參考書を読むやうに要求されている。尤も講義は凡て要領筆記であるから、これが日本人學生にとつて相當な重荷であるは言う迄もないが、其試験も日本の大學と比較して極めて嚴格で、大体一試験三時間て答案用紙として一冊のノートをくれる。其試験範圍を豫め學生に渡してくれということもなく、併しそれでいて不正ということは金くないやうで、フェア・プレイの精神が自ずから堅持されてゐるやうである。以上の外未だ多少述べたいこともあるが、豫定の紙数を超過しやうであるから、この辺で筆を擱くこととす。

(二五・一一・五)

學報十二月は休刊、第二三六号は一月号として一月一日付にて発行します。

General Works.

- Nouveau Larousse universel. Dictionnaire encyclopédique en deux volumes. Publié sous la direction de Paul Augé. Tome I.A—K. Paris 1948.
- Information please almanac, 1950. Ed. : John Kieran. New York 1949.
- Savage, Ernest A. : Manual of book classification and display. London 1949.
- Oliphant, M. L., and others: The atomic age. London 1949.

Philosophy.

- Thibaudet, Albert: Le bergsonisme. Tome 1—2. 12^e éd. Paris 1939. (Trent ans de vie française, 3)
- Les Études bergsoniennes. Vol. 1. 1948. Bergson et Proust, par Floris Delattre; Maine de Biran et Bergson, par Henri Gouhier; Chroniques. Paris 1948.
- Gilson, Étienne: L'être et l'essence. Paris 1948.
- Sartre, Jean-Paul: L'être et le néant; essai d'ontologie phénoménologique. 26^e éd. Paris 1949.
- Berg, Charles: Clinical psychology. London 1948.
- Koester, Arthur: Insight and outlook; an inquiry into the common foundations of science, art and social ethics. London 1949.
- Russell, Bertrand: Authority and the individual. London 1949.

History.

- Reischauer, Edwin O. : Japan past and present. London 1947.
- Brett, S. Reed: A history of the British empire. London 1948.
- Parkes, Henry Bamford: The American experience; an interpretation of the history and civilization of the American People. New York 1947.

Politics, Law.

- The Year book of world affairs, 1949. Vol. 3. Editors: Geore W. Keeton and Georg Schwarzenberger. London 1949.
- Carpentier, Etienne: Les cinq codes (civil, procédure civile, commerce, instruction criminelle, pénal) Edition mise à jour au 1^{er} janvier 1949. Paris 1949.
- Keeton, George, and Schwarzenberger, Georg : Current legal problems, 1949. Vol. 2. London 1949.
- Brethe de la Gressaye, Jean, et Laborde-Lacoste, Marcel: Introduction générale à l'étude du droit. Paris 1947.
- Laborde-Lacoste, Marcel : Exposé méthodique de droit civil. (Tome 1: 5^e éd.) Paris 1947.

49.

- Ripert, Georges: Le régime démocratique et le droit civil moderne. 2^e éd. Paris 1948.
- Escarra, Jean : Manuel de droit commercial. Tome 1—2 et Supplément à jour au 1^{er} octobre 1949. Paris 1947—50.
- Schwarzenberger, Georg: A manual of international law. London 1947.
- Battifol, Henri: Traité élémentaire de droit international privé. Paris 1949.

Economics.

- Gide, Charles, et Rist, Charles : Histoire des doctrines économiques. 7^e éd. Tome 1—2. Paris 1947.
- Pirou, Gaëtan : Traité d'économie politique. Vol. 1. Introduction à l'étude de l'économie politique. 2^e éd. Paris 1946.
- Pirou, Gaëtan: Traité d'économie politique. Vol. 6. La valeur et les prix. Paris 1948.
- Rist, Charles: Précis des mécanismes économiques élémentaires. 2^e éd. Paris 1947.
- Myint, Hla : Theories of welfare economics. London 1948.
- Klein, Lawrence R.: The Keynesian revolution. London 1950.
- Boulding, Kenneth E. : The economics of peace. New York 1946. Boulding, Kenneth E. : Economic analysis, London 1949.
- Brown, A. J. : Applied economics; aspects of the world economy in war and peace. London 1947.
- Marchal, Jean: Le mécanisme des prix, 2^e éd. Paris 1948.
- Meyers, Albert L. : Modern economic problems. New York 1947.
- Patterson, Ernest Minor: An introduction to world economics. New York 1947.
- Polanyi, Michael: Full employment and free trade. (2d ed.) Cambridge 1948.
- Aftalion, Albert: Monnaie et économie dirigée. Tome 2. La valeur de la monnaie dans l'économie contemporaine. Paris 1948.
- Bayen, J. W. : Money in a maelstrom.
- Nogaro, Bertrand. La monnaie et les systèmes monétaires. 2^e éd. Paris 1948.
- Barret, F. : L'évolution du capitalisme japonais. Tome 1—3. Paris 1945—47.
- Pigou, A. C. : Aspects of British economic history, 1918—1925. London 1948.
- Grumbacher Rodolphe: L'entreprise individuelle dans une économie de plein emploi. Paris 1948.
- Lewis, W. Arthur: Overhead costs; some essays in economic analysis. London 1949.
- Sánchez J. Rodriguez: Foreign credits and collections. New York 1947.

關西大學「擴充資金」募集

寄附保險について

趣意書

本大學が創立以來六十有余年、其間多數有爲の人材を社会に送りだし、我國文化の進運に殊からず貢獻してきたことは一般に汎く認められてゐるところであつて、本大學関係者の深く喜びとするところであります。

さて過去幾段階かの發展を経てきた本大學は、終戦後の學制改革によつて、法、文、経、商の四學部を有する新制大學となり、更に本學年度からは新制大學院並に短期大學を設置して、新制度による綜合大學としての威容を一応整へることにいたしました。

しかし綜合大學としての理想からその内容及び施設を見ると、尙改善を要するもの多く、今後その整備と拡充とに一層の努力をいたすべき必要に迫られてゐます。

就中、本大學が官私諸大學の間に伍して傳統の地位を維持し、大學としての使命を達成するためには、この際本大學百年の計を立てると同時に、左のやうな事業を完遂することが緊喫の重要事となつてゐるのであります（表紙二頁「關西大學學五ヶ年計畫」御参照下さい）

一、發足したばかりの新制大學、大學院及び短期大學の完成

二、研究室及び圖書館の整備充實

三、學生に対する補導並びに福利厚生施設

四、命数の少なくなつた建物、とりわけ本館の新築

五、教職員の待遇改善と優秀なる教授の招聘

固より右のやうな事業遂行のためには、巨額の資金を必要とするのであるが、戦時及び戦後の經濟的混亂を通じて本大學財團の經理も著しく困難となり、新事業の實行に必要な資金は、これを關係各位の御支援に俟つの外なき状態にあります

近年アメリカの諸大學、殊にハーヴァード、エール、プリンストン等の各大學に於ては必要資金を調弁する方法として寄附保險が盛んに行はれ、大いに効果を収めてゐるやうであります

が、本大學に於ても上記の事情に鑑み、關係各位の御援助をうる一方法として、今回この寄附保險の制度を採用することにいたしました

寄附保險と申しますのは、保險金の受取人を契約者の指定する者並びに大學とし、その保險金の一部を大學に御寄附願う仕組のものであります、この方法に

よると、知らず知らずの内に思はぬ多額の資金を、大學に御寄附願へることになるのであります。

本計畫の實施については、その事務の一切を國民生命保險相互會社（旧住友生命）に委託することにしたが、御承知の通り、當つての住友本社は千里山の現法文學部學舎の寄贈者であつた等の關係に於て、從來から本大學と縁故極めて深く、從つて同保險會社にこの寄附保險の取扱を委託するのが最も相応しいと存じます。ついでには本件担当の同社職員が御伺いいたしました節には、何卒母校御支援の思召を以て特に御協賛下さいませう、切に御願ひ申し上げる次第であります。

昭和二十五年十一月

關西大學學長

岡野留次郎

各位

關西大學理事長

宮島綱男

寄附保險要項

保險種類 每期精算配當付自由保險（有診査及無診査）

保險期間 十年、十五年、二十年、二十五年、三十年各満期

保險料拂込方法 年拂又は半年拂

年拂又は半年拂を問はず一件一口拾万圓以上とする。

但し特に半口を認める。

保險契約者及被保險者

財團法人關西大學の經營する学校の卒業生、教職員及大學の役員、大學の校友會常議員會で推薦された者並に右の凡ての父兄家族及一般有志

保險受取人 保險金額の半額を大學、半額を契約者の指定するものとする。

保險料の集金

（イ）第一回保險料 募集担当者が直接集金する。

（ロ）第二回以後保險料 會社より契約者に直接拂込の案内をなし契約者は振替貯金その他の方法により直接會社に拂込むものとする。

○尙詳細は同社社員お伺ひして御説明申し上げます。

昭和二十五年十一月十五日印刷（復刊五号）

關西大學學報 第二三五號

一年誌代費二〇〇圓（送料別）

大阪府大田區長柄中通二丁目一ノ三 關西大學學報局

大阪府大田區長柄中通二丁目一ノ三 印刷所

發行所 關西大學學報局

大阪府大田區長柄中通二丁目一ノ三 電話 二六六七

關西大學擴充資金募集

寄 附 保 險.....

近來アメリカは勿論我が國の有力な諸大學において利用
され顯著な効果をあげています資金擴充の一方法です

寄附保險は皆様の御指定になる方と關西大學とを保險金
受取人として御加入願う生命保險で皆様の爲になりまた
同時に母校に貢獻する新しい仕組のものです

關 西 大 學 擴 充 の た め

是非この寄附保險に御加入下さい

國 民 生 命

(舊 住 友)